

旅客営業規則 現改比較表 (2025年10月1日改正)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2025年10月1日施行します。

2025年9月1日
えちごトキめき鉄道

現行	改正
<p>(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)</p> <p>第 49 条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃及び第56条に規定する乗継割引定期旅客運賃に対して、第48条第3項に定める割引に適用することができる。</p> <p>(乗継割引普通旅客運賃)</p> <p>第 52 条 旅客が当社線と旅客会社線または連絡会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引普通旅客運賃とすることがある。</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 60 条 第36条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引きを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の取扱いは、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。</p> <p>(団体旅客運賃の計算方法)</p> <p>第 61 条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の計算方法は、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対して</p>	<p>(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)</p> <p>第 49 条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃及び第56条に規定する乗継割引定期旅客運賃に対して、第48条第3項に定める割引に適用することができる。</p> <p>第 52 条 削除</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 60 条 第36条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引きを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の取扱いは、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。</p> <p>(団体旅客運賃の計算方法)</p> <p>第 61 条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の計算方法は、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対して</p>

現行	改正												
も適用する。	も適用する。												
(大人特別急行料金) 第 64 条 大人特別急行料金は、次表に定める通りとする。	(大人特別急行料金) 第 64 条 大人特別急行料金は、次表に定める通りとする。												
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td> <td>50キロメー トルまで</td> <td>51キロメー トル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>280円</td> <td>560円</td> </tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	280円	560円	<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td> <td>50キロメー トルまで</td> <td>51キロメー トル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>660円</u></td> </tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	<u>330円</u>	<u>660円</u>
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	280円	560円											
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	<u>330円</u>	<u>660円</u>											
(特別車両料金) 第 65 条 の 2 特別車両料金は、次表に定める通りとする。	(特別車両料金) 第 65 条 の 2 特別車両料金は、次表に定める通りとする。												
(1) トキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金	(2) トキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金												
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td> <td>50キロメー トルまで</td> <td>51キロメー トル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>2,040円</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	2,040円	4,070円	<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td> <td>50キロメー トルまで</td> <td>51キロメー トル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td><u>2,410円</u></td> <td><u>4,800円</u></td> </tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	<u>2,410円</u>	<u>4,800円</u>
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	2,040円	4,070円											
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	<u>2,410円</u>	<u>4,800円</u>											
(2) トキめきリゾート雪月花号の個室に対する特別車両料金 前号の料金に加えて、次表の料金を加算する。	(4) トキめきリゾート雪月花号の個室に対する特別車両料金 前号の料金に加えて、次表の料金を加算する。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>設備定員4人</td> </tr> <tr> <td>1室当たりの料金</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>		設備定員4人	1室当たりの料金	15,000円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>設備定員4人</td> </tr> <tr> <td>1室当たりの料金</td> <td><u>20,000円</u></td> </tr> </table>		設備定員4人	1室当たりの料金	<u>20,000円</u>				
	設備定員4人												
1室当たりの料金	15,000円												
	設備定員4人												
1室当たりの料金	<u>20,000円</u>												
(3) 東日本旅客鉄道株式会社E 001形車両で運転する特別急行列車に対する特別車両料金	(5) 東日本旅客鉄道株式会社E 001形車両で運転する特別急行列車に対する特別車両料金												

現行

	2人用個室
1人当りの料金	2,890円

(入場券の種類及び料金)

第153条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人190円、小児100円とする。

別表第3号ア (第51条・第54条)

別紙1

別表第3号イ

別紙2

改正

	2人用個室
1人当りの料金	<u>3,410円</u>

(入場券の種類及び料金)

第153条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人200円、小児100円とする。

別表第3号ア (第51条・第54条)

別紙3

別表第3号イ

別紙4